

フィデア電子契約サービス利用規定

フィデア電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社荘内銀行（以下「当行」といいます）が提供する電子契約サービス（以下「本サービス」といいます）をお客さま（以下、「契約者」といいます）が利用する際の当行との間で適用される事項を定めるものです。

第1条（サービスの内容）

本サービスは当行が本サービスの利用を承諾した契約者が、インターネットに接続されるパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末等（以下「端末」といいます）により株式会社 NTT データが提供する、電子契約を行うシステム「SymphonySign」（以下「電子契約システム」といいます）を介して、当行所定の取引（以下「対象取引」といいます）における融資契約書類等への署名、捺印に代えて電子署名により融資にかかる契約等を締結することができるサービスです。

第2条（利用対象者）

契約者において本サービスを利用できるのは、以下の条件を満たす者としてします。

- （1）本規定の内容を承諾し、遵守する方
- （2）契約者が法人の場合、日本国内居住の法人関係者（代表取締役や連帯保証人等）の方
契約者が個人事業主の場合、日本国内居住の個人事業主とその関係者（連帯保証人等）の方
- （3）メールアドレス（契約者本人のものに限る。以下同じ。）をお持ちの方
- （4）当行が適当と認めた方

第3条（本サービスの利用申込）

1. 本サービスの利用にあたって、契約者は本規定の内容を承諾し、当行所定の必要書類等を添付したうえで、「フィデア電子契約サービス利用申込書」（以下「申込書」といいます）によりお申込みいただきます。また、かかる申込みと同時に、申込書により次の各号に定める事項を当行に届出させていただきます。
 - （1）契約者のおところ・おなまえ・メールアドレス
 - （2）その他当行所定の届出事項
2. 当行は、本サービスの利用申込みを承諾する場合、申込書にて契約者ごと届出されたメールアドレス宛に、本サービスの契約者ごとに発行されるログインIDと初期パスワードが記載されたメールを送信します。
3. 当該メールを受信した契約者は、本サービスのウェブページ画面において、第4条に則したパスワードを設定することにより本サービスの利用を開始することができます。
4. 契約者が提出する申込書の内容について、記載漏れや誤記載等の不備がある場合には改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、当行は、既に提出された申込書を返送・廃棄等により処分することができるものとします。
5. 当行は、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合がありますが、その理由については一切開示しません。また、当行は本サービスの利用の申込みを承諾した場合であっても、対象取引等の申込みを承諾する義務を負わないものとします。

第4条（ログインIDおよびパスワードの管理等）

1. 契約者は当行からログインIDおよび初期パスワードを受け取った場合には、直ちに当行所定の方法で本サービスの利用に必要なパスワードを改めて設定するものとします。
2. 設定するパスワードは以下の条件を満たすものとします。
 - （1）8桁以上12桁以下
 - （2）半角英大文字・半角英小文字・数字・記号のうち3種類を混合させる
 - （3）ログインIDと同一ではない

(4) 前回、前々回設定したパスワードと違うもの

3. 契約者は、自己のログインIDおよびパスワードを、当行が別途定める場合を除き、第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有その他の形態を問わず処分してはならず、自己のログインIDおよびこれに対応するパスワードの使用並びに管理について一切の責任を負うものとします。
4. 当行は、契約者のログインIDおよびこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のログインIDおよびこれに対応するパスワードにより行われた本サービスの利用は、すべて契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当行が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当行の故意又は重過失によりログインIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
5. 当行において不正もしくは不適切な使用の恐れがあると認めた場合、またはパスワード、ワンタイムパスワードにつき、所定の回数以上誤入力となされた場合、当行は契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。利用を停止された契約者が利用を再開するためには、当行所定の手続きを取るものとします。なお、当行は、かかる利用の停止により契約者、その他の第三者が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者において、第4条に規定する第三者によるログインIDおよびこれに対応するパスワードの不正利用又は不正が疑われる事象が生じた場合には、速やかに下記連絡先までご連絡ください。

記

フィデアHD事務企画部 電話：018-837-1815

以上

第5条（本人の意思に基づく取引）

1. 本サービスの利用にあたっては、ログインID、パスワードを端末に正確に入力してください。入力したログインID、パスワードと、当行に登録されているログインID、パスワードが一致した場合、当該端末による本サービスの利用は、契約者の意思によるものとみなします。
2. ワンタイムパスワードは、本サービスの利用に際し、事前に登録されたメールアドレス宛に送信されることで取得された可変的なパスワードです。これを用いることにより契約者ご本人の確認を行います。ワンタイムパスワードにより電子署名された契約等の申込みが完了した場合には、当該契約等の申込みは契約者の意思によるものとみなします。

第6条（本サービスの利用環境等）

1. 契約者は、当行所定の環境を備えた端末を用いて本サービスの利用を行うものとします。契約者は自己の責任において、本サービスを利用することができる端末およびソフトウェア等の取得・設置・管理等を行い、付帯する一切の費用についても負担するものとし、当行はこれらについて一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスの利用に伴い発生する通信料金、専用回線使用料等、一切の費用についても契約者が負担するものとし、当行はこれらについても、一切の責任を負わないものとします。

第7条（利用時間）

1. 本サービスにおける利用時間は、7：00～22：00（12月31日～1月3日を除く）とします。

2. 当行の責によらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。
3. 利用時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、臨時のシステム調整等により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。
4. 第2項または第3項により本サービスが利用できないことで発生した損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

第8条（電子証明書）

1. 契約者は、電子証明書の発行を、当行に委託し、当行を介して申請するものとします。
2. 契約者は、当行と電子証明書の発行機関である株式会社 NTT データとの間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲内で契約者の個人情報相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
3. 契約者は、＜電子契約用認証局証明書ポリシー／認証局運用規定＞の諸条件を承諾し、許可された用途のみ電子証明書を使用できるものとします。

＜電子契約用認証局証明書ポリシー／認証局運用規定＞

- ・発行者：株式会社 NTT データ
- ・認証局運用規定の詳細は以下のURLからご確認いただけます。

<https://www.symphonysign.jp/symphonysign/resources/cps/symphonysigncps.pdf>

第9条（電子契約の手続）

1. 本サービスを利用して契約等の申込みまたは契約締結する取引の内容等については、原則として当行が契約者と事前に協議した内容に従って、電子契約システム上に入力するものとします。
2. 契約者は、前項により電子契約システム上に入力された内容に誤りがないことを確認したうえで、所定の方法でワンタイムパスワードを入力し、電子署名を付すことで、当行に対して当該契約等の申込みをします。
3. 当行は、前項の契約等の申込みを承諾することができると判断した場合には、前項の申込みに対する承認の手続きを行います。かかる承認の手続きが行われた申込みの内容については、タイムスタンプ（電子文書が作成された日付、時刻の記録）を付与し保管します。申込みの内容は電子契約システム上で当行所定の期限まで閲覧することができます。
4. 契約者が本サービスにより契約等の申込みをした取引にかかる効力については、各契約等が定める条件に従うものとします。
5. 契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
6. 契約内容に訂正、取下げ、取消しなどが発生した場合は、当行所定の手続きに従うものとします。

第10条（利用料等）

1. 基本利用料

本サービスの利用にあたっての基本利用料は無料といたします。ただし金融情勢その他諸般の状況の変化のほか相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示等当行所定の方法で通知することにより、当行は基本利用料を有料化することができるものとします。

2. 電子契約手数料

- (1) 本サービスを利用した契約手続きについて、当行が別途定める電子契約手数料（消費税相当額を含みます。）が発生する場合があります。
- (2) 電子契約手数料の引落しについては、各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書・当座小切手またはカードの提出無しに、当行所定の方法により自動的に引落します。
- (3) 今後、利用料等を改定もしくは新設した場合も、当行所定の方法により引落します。

第 11 条（届出事項の変更等）

1. 住所・メールアドレス等届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るか、当行所定の変更手続きを行うものとします。
2. 契約者は、以下の事由が生じた場合、直ちに当行に届け出るものとします。ただし、第 1 号又は第 3 号の事由については、契約者が法人の場合には、同法人の役員または従業員が、個人事業主が契約者の場合には、契約者の法定相続人または後見人が届出をするものとします。
 - （1）契約者（個人事業主）または署名権限者が死亡した場合
 - （2）契約者（法人・個人事業主）または署名権限者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - （3）契約者（個人事業主）または署名権限者が後見開始の審判を受けた場合
 - （4）前各号に定めるほか、署名権限者としての権限を喪失した場合
3. 届出事項の変更は、当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第 12 条（届出連絡先への通知）

1. 契約内容等に関し、当行より契約者へ通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め届け出た住所、メールアドレス等を連絡先とします。
2. 当行が前項に基づく連絡先に通知・照会または確認を発信した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 13 条（免責事項）

本規定に別途定める免責条項のほか、本サービスを使用したこと、または次の各号の事由により本サービスの全部または一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、当行は責任を負いません。

- （1）通信機器、回線等の通信手段の障害およびコンピュータ等の障害・電話の不通等により取扱いが遅延もしくは不能となった場合。なお、契約手続き中に回線等の障害により取扱いが中断したと判断し得る場合は、利用端末からの照会または取引店等への照会により取引結果を確認ください。
- （2）当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者のログイン ID・ログインパスワード・ワンタイムパスワード等が漏洩した場合。
- （3）当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして行った取扱いについて、当行の責によらないログイン ID・ログインパスワード・ワンタイムパスワードの盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合。
- （4）災害・事変・裁判所等公的機関の措置などがあった場合。
- （5）契約者の端末においてコンピュータウィルス等による損害が生じた場合。
- （6）技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当行が判断したとき
- （7）本サービスの保守、点検、修理、変更を行う必要が生じたとき
- （8）その他、当行の責めに帰すべからざる事由。

第 14 条（解約等）

1. 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。ただし契約者は本サービスにより締結した契約および当該契約に基づく債権債務が残存している場合は、本サービスを解約することができません。契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者の当行に対する解約通知は当行所定の方法により行うものとします。当行の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住

所宛に発信します。その通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは通常到着すべきときに到着したものとみなします。

2. 当行は解約に際し、本サービスにより契約した取引の内容や契約者に関する情報を交付しないものとし、契約者は自身で必要な契約に関する情報を保管するものとします。
3. 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止できるものとします。
 - (1) 契約者（法人）が解散した場合
 - (2) 契約者（法人・個人事業主）が営業活動を停止した場合
 - (3) 契約者（個人事業主）が死亡した場合
 - (4) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始、その他これに類似する法的整理手続開始の申し立てがあったとき
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (6) 住所変更等の届出を怠る等により、当行が相当と認める期間、当行が契約者の所在を確認できなくなったとき
 - (7) 当行に支払うべき手数料等の未払いが生じたとき
 - (8) 本規定に違反する等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - (9) 前各号のほか、契約者と当行の信頼関係が破壊されたと当行が判断したとき

第15条（反社会的勢力の排除）

契約者は、契約者または署名権限者が次の「1.」の各号いずれかに該当し、もしくは「2.」の各号のいずれかに該当する行為をし、また「1.」にもとづく表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または当行からの通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

1. 契約者は契約者または署名権限者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、または次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は契約者または署名権限者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、義兄を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第16条（個人情報取り扱い）

契約者の個人情報は、当行プライバシーポリシー

（URL：<https://www.shonai.co.jp/policy/privacy.html>）に則り適切に取扱います。

第17条（関係規定の準用）

本規定に定めのない事項は、フィデア電子契約サービス利用におけるご留意事項および当行の各種規定に従って取扱います。

第18条（有効期間）

本規定の有効期間は、申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以降も同様とします。

第19条（規定の変更）

1. 本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項にかかる変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第20条（譲渡・質入れ等の禁止）

当行の承諾なしに、この契約にもとづく契約者の権利または義務の譲渡、質入れはできません。

第21条（準拠法・合意管轄）

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を所管する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2025 年 06 月 制定